

2025年12月22日

正会員 各位

一般社団法人千葉県社会福祉士会
選挙管理委員会

一般社団法人千葉県社会福祉士会 理事選挙に関する公示

一般社団法人千葉県社会福祉士会（以下、本会）の役員改選に向け、会員理事候補者を公募および選挙により選出します。2025年10月31日に選挙公示し立候補を受け付けましたが定数に達しなかったため、一般社団法人千葉県社会福祉士会役員選出細則第17条の規定により再受付を公示します。

記

理事候補者選挙について

【定数】会員理事 15人以内

【任期】2026年定時総会終了時から2028年度定時総会まで

【立候補の受付】

受付期間：2026年1月5日（月）～1月26日（月）

※郵送によることとし、締切日当日の消印を有効とする

受付先：郵便番号260-0026

千葉県千葉市中央区千葉港4番5号 千葉県社会福祉センター5階

一般社団法人千葉県社会福祉士会 選挙管理委員会

【立候補者の要件】

次のすべてを満たす正会員であること。

- ・公示日において本会の正会員として在籍していること。
- ・年会費の未納がないこと。
- ・正会員1名の推薦を受けていること。

【立候補届の方法】

・理事立候補者は「一般社団法人千葉県社会福祉士会理事立候補届」に必要事項を記入し、立候補理由を記載のうえ、一名分の「推薦書」を添え郵送してください。

※封筒の表面には必ず「理事立候補届在中」と朱書してください。

※簡易書留等、配達確認可能な方法をお勧めします。

※立候補届の提出期限に間に合わなかった場合や、書類に不備または虚偽が発見された場合には、立候補が認められない場合がありますので、十分ご注意ください。

【選出時期および選出方法】

- ・2025 年度中に正会員による投票を行い、定数までの上位得票者を理事候補者として選出します。
- ・2026 年度定時総会（決算総会）において、個々の候補者について代議員による信任投票を行います。

【禁止事項】

- ・連続して 4 期（8 年）を超えて役員に選任されることはできません。（定款第 14 条に基づく）
- ・役員および代議員には重複して立候補できません。
- ・推薦者が推薦できる候補者は一人のみです。
- ・推薦者は立候補できません。ただし、理事推薦者が代議員に立候補することは可能です。
- ・選挙管理委員は立候補できず、候補者を推薦することもできません。

【留意事項】

- ・「一般社団法人千葉県社会福祉士会役員選出規則」および「一般社団法人千葉県社会福祉士会役員選出細則」を必ず確認してください。
- ・受付けた立候補届および推薦書はそのままコピーし、会員に公表します。
- ・立候補の受付けは郵送のみです。ファクシミリ、宅配便、E メールおよび事務局への持参は受付けられませんので、充分に注意してください。
- ・立候補届と推薦書は必ず一括発送してください。
- ・鉛筆や消せるボールペンでの記入は無効となります。
- ・理事は理事会および委員会活動に参加し会の運営に携わる責務を負います。立候補および推薦に際しては充分に考慮してください。

【選挙管理委員会名簿】（順不同）

安藤豊（委員長）・由利康規（副委員長）・榑林元樹・小柳光代・仲野勢津子

以上